

構造物の維持補修技術研究会ホームページ運用規定

平成 18 年 6 月 9 日 施行

第 1 章 総 則

(運用規定の目的)

第 1 条 本規定は、構造物の維持補修技術研究会（以下「RAMS」）ホームページ（以下「本 HP」）の運用方法を定めるものである。

なお、本 HP のトップページアドレス（URL）は以下とする。

[HTTP://www.rams-net.com/index.html](http://www.rams-net.com/index.html)

(ホームページの名称)

第 2 条 本 HP は「構造物の維持補修技術研究会（RAMS）ホームページ」とする。

(ホームページの目的)

第 3 条 本 HP は、本研究会の活動趣旨である「会員相互の技術知識の向上と親睦を図る」の一層の促進と、「構造物の維持補修技術の発展に寄与する」の情報発信や対外的な窓口の一つとすることを目的として設置する。

(事業)

第 4 条 本 HP の運用においては次の事業を行なう。

- (1) 構造物の維持補修技術に関する情報の提供
- (2) RAMS 活動に関する広報
- (3) RAMS 会員相互の情報交換に関する事項
- (4) その他、RAMS 活動に関して必要と認められる事項

第 2 章 運用・管理

(管理)

第 5 条 本 HP は幹事会の審議を経て総会で承認された運用部会が管理する。

運用部会は本規定のほか、契約プロバイダーの規約により本 HP を管理する。

(運用部会の構成)

第 6 条 運用部会は、幹事会で選任された部会長 1 名、各分科会から選任された担当者で構成する。

(運用部会の機能)

第 7 条 運用部会は、この運用規定に定めるもののほか、本 HP の掲載内容などの運用に関する事項を議決でき、重要な決議事項は幹事会で承認を得るものとする。

(ホームページの更新)

第 7 条 本 HP は運用部会による内容審議を経て更新する。

幹事会は、本 HP の掲載事項が第 3 章に該当すると判断したときに、掲載中止・変更などを運用部会に指示することができる。

(ホームページのリンク)

第 8 条 運用部会の承認により、本 HP のリンクを認めるものとする。

第 3 章 ホームページ倫理規定

(個人情報に関する規定)

第 8 条 個人情報はその一切を掲載しない。

ただし、幹事会で承認を受けたものや、公的立場にある者の肩書きと共に用いる氏名はこの限りではない。

(迷惑行為の禁止)

第 9 条 本 HP での個人および団体への誹謗中傷、批判を含む内容の掲載は一切してはならない。

(著作権等に関する事項)

第 10 条 公開する情報は、運用部会が第 4 条に則していると判断し、著作権等を所有する団体・個人の許可を得てこれを公開することができる。

ただし、第 3 者がこれを転用することは認めない。

(ホームページ上での商用活動の禁止)

第 11 条 本 HP での商用活動は原則的に禁止する。

(RAMS 活動以外の情報の掲載)

第 12 条 本 HP は総則で定めた内容以外は掲載しない。

またいかなる政治思想・宗教観に関わる内容も掲載してはならない。

(セキュリティー)

第 13 条 本 HP が改ざんまたはウイルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た会員は、直ちに運営部会に連絡しなければならない。

連絡を受けた運営部会はウイルスプログラムの排除のいかんにかかわらず、プロバイダーに通達し幹事会に報告しなければならない。

セキュリティー上の問題がある場合は、運営部会の判断によりホームページを一時閉鎖できるが、直ちに幹事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 . この運用規定は総会の決議により変更・追加・削除を行うことができる。
- 2 . この運用規定は、平成 18 年 6 月 9 日より施行する。
- 3 . 内規は幹事会の承認により変更・追加・削除を行うことができる。

内 規

平成 18 年 12 月 18 日 施行

(本 HP に記載する内容)

第 1 条 本 HP に記載する項目は以下とする。

- (1) トップページ
- (2) RAMS の概要
- (3) RAMS の組織
- (4) 活動報告
- (5) リンク集
- (6) 問合せ先

なお、特に関係者に了解を得た場合を除き、固有名称の記載は行わないこととする。

(トップページ)

第 2 条 トップページに記載する内容は以下とする。

(1) 新着情報

- a) 新着情報は事務局・分科会などによる案内時に、予め一般的でない固有名詞を用いる場合はその管理者に HP への記載許可を得た後に HP 上の連絡フォームに入力送信し、運用部会はパスワード管理された非公開ページの閲覧をすることにより連絡を受け、運用部会によりトップページには情報発信日、案内名称・日時程度の案内を提示し、必要に応じてリンクページにて詳細案内を行う。

メンバーからの各種行事案内等はパスワード管理された会員専用掲示板による運用部会への連絡とし、ID とパスワードは定期的に変更し幹事会などで関係者に連絡する。

- b) 開催日を過ぎた新着情報は活動報告に記載が終了した後に新着情報からは削除する。
- c) 記載する情報は、講演会・総会・幹事会・分科会・ワーキンググループなどの開催案内のほか、幹事会が認めたものとする。

(2) RAMS ホームページ運用規定 (保存・印刷ロックした PDF ファイル)

(RAMS の概要)

第 3 条 RAMS の概要として記載する内容は以下とする。

- (1) RAMS 設立趣意
- (2) 歴代会長 (任期・氏名・当時の所属団体と団体における役職)
- (3) 小史
- (4) 会則 (保存・印刷ロックした PDF ファイル)

(RAMS の組織)

第 4 条 RAMS の組織として記載する内容は以下とする。

- (1) 会長あいさつ

- (2) RAMS 組織図および活動方針
- (3) 役員名簿（RAMS における役職・氏名・所属機関名のみとする）
記載は「会長・副会長・顧問・幹事長・部会長」とする。
- (4) メンバー（会員所属機関名とその機関に所属する会員数）

（活動報告）

第 5 条 活動報告として記載する内容は以下とする。

- (1) 講演会（開催日時・講演会名・講師・講演題目程度）
- (2) 研究発表（学会発表・論文発表などの発表者氏名・表題・記載冊子名など）
- (3) 各種開催事項の履歴（幹事会・分科会・講演会などの開催日時・名称など）

（リンク集）

第 6 条 構造物の維持管理に関わる各種ホームページのリンクを記載する。

リンクするホームページはリンク先ホームページ管理者と幹事会の承認を得るものとする。

（連絡窓口）

第 7 条 本 HP における受付は、HP 上の連絡フォームへ入力送信された問い合わせ等を事務局がパスワード管理された非公開ページの閲覧により受けるものとし、初回返信やその後の送受信は事務局や対応する RAMS メンバーが所属組織で所有するメールアドレスで行うものとする。

ID とパスワードは定期的に変更し幹事会などで関係者に連絡するとともに、ログは運用部会で保管し幹事会で報告したものをサーバーより削除する。